

# 新報リポート

日加ヘルスケア協会・在バンクーバー日本国総領事館共催  
健康講座

## 「BC州の健康保険・医薬品制度を理解し、MSP適用外保険も考える」



講演中の佐藤氏

BC州の健康保険制度はどうなっているのか。薬の購入に保険は適用できるのか。健康保険適用外の医療費にはどう対処したらよいのか。こんな疑問に答える講座が、4月9日金曜日、在バンクーバー日本国総領事館で、午後4時から2時間半にわたり開催された。生活に密着したテーマの講義内容に、会場をうめた聴衆は熱心に耳を傾けた。

を管理しているのは、カナダ政府のヘルスカナダ (Health Canada) である。ヘルスカナダの理念はカナダ・ヘルス・アクト (Canada Health Act) と呼ばれ、次のように謳っている。

「経済的またはその他のかなる障害もなく、国民に医療サービスへのアクセスを約束する」

「カナダに居住する者の身体的、精神的な健康状態を守り、推進し、また回復に努める」 (訳：佐藤厚)

実際に医療システムを運営しているのは州政府である。BC州では、ヘルスサービス省 (BC Ministry of Health Services) が、MSPやファーマケアを含めた医療サービス全般の運営を行っている。

MSP負担対象：①MSP登録医による診察、②妊産婦検診、③眼科診察、④医師、助産婦、足治療専門医、歯科医、口腔外科医などの指示により、認定施設で行うX線、血液検査などの臨床検査など。

MSP負担対象とならないもの：①医学的な必要性を認めない治療 (例：美容整形)、②一般的な歯科サービス、③眼鏡、補聴器、④19歳から64歳の定期眼科検診、⑤処方箋薬 (ファーマケアによる負担が可能)、⑥カイロプラクティック治療、マッサージ療法、自然療法、理学療法、非外科的足病治療 (MSPの保険料補助を受けている人にはMSPが部分的に補助)、⑦医学的効果を証明できない検査 (例：予防医療サービス、定期健診など)、⑧カウンセラー、心理医 (臨床心理士) によるサービス、⑨各種証明に求められる医療検査 (例：車両運転適正関係、雇用関係、移民関係など)。

3. ファーマケア

ファーマケアは、BC州で2003年より施行が始まった医薬品費ならびに医療用具

費の負担保険であり、主に次のような特徴がある。

フェア・ファーマケア：MSPとは別に、自ら登録手続きを行う。2年前の所得を基に、免責金額が決定される。登録していない場合には、免責金額は決定されず全額を支払い続けることになる。

負担割合：免責金額までは100%自己負担し、それ以降はファーマケアが70% (1939年以前に出生の場合75%) を負担し、患者負担額は30% (25%) となる。世帯年間最大額がある。累積期間は毎年1月1日から12月31日まで。

4. 医薬品と民間医療保険

ファーマケアで負担されない部分の医薬品費には、職場や個人で加入を行う民間の医療保険により負担が可能である。エクステンディッド・ケア・プラン (Extended Care Plan) と呼ばれる。

しかし、薬局での支払いがなくなるわけではなく、また、免責金額、負担割合、請求方法などは保険会社やプランによりさまざまである。職場の担当者やそれぞれの保険会社に問い合わせ、確認を行うことが勧められる。

民間の保険への加入が対策として考えられる。

民間の医療関連保険には、①雇用者用の団体保険、②団体保険に加入していない個人のための個人健康保険、③事業主向けの保険などがあり、各種プランやパッケージがある。

1. 団体保険

社員のために加入する歯科医療保険、超過医療保険などがある。

団体保険に加入している、同時にファーマケアへ登録しておけば、ファーマケアの負担額には上限があるので、超過分は団体保険による負担が可能である。

2. 個人健康保険

個人病室料、処方箋薬料、カイロプラクター、マッサージセラピストなどの専門医療士、歯科治療費などを負担する。既往症は保障の対象外となるので、健康なときに加入しておくのがよい。ガンや糖尿病の治療薬など大きな医療費支払いが発生するときは助けとなる。

3. 事業主のための個人健康保険

確定申告時、MSP保険料は経費控除できないが、個人保険料は経費控除が可能である。

事業主には、プライベート医療費実費還付制度があり、実質かかった医療費を会社経費として控除することができる。年間の限度額がないので有利である。

突然の思わぬ事態に備え、一人ひとりが、家族のためにも、医療をめぐる保険について今一度真剣に考えることを促される有意義な講座であった。

(取材 高橋百合)



カナダ公認健康保険士 / 公認ファイナンシャルプランナー 諸橋富雄氏



BC州薬剤師 佐藤厚氏

### 健康保険制度への高い関心

講座開催当日、会場となった在バンクーバー日本国総領事館多目的ホールは、85人の聴衆、講師、会場案内のボランティアなどを含め100人近い人々であふれた。この日のMCを務めたアンディ・九十九氏は開会の辞で、「申し込みをされても座席の都合により来場できなかった方がまだ30人ほどいらつしやることから、日系コミュニティのなかで、この講座のテーマに対する興味がいかに高いかがよく分かります」と話し会場を見渡した。

日加ヘルスケア協会理事長でファミリードクターの田中朝絵医師は冒頭の挨拶で、「国が変われば医療事情も変わります。ご自身やご家族が病気になったときのために、その国の医療システムや健康保険制度について知っておくこ

とはとても大切なことです」と今回の講座開催の目的を話した。

また、在バンクーバー日本国総領事伊藤秀樹氏は挨拶で、「BC州には日本語を話される医師、医療関係者が少ないために、日本語で、医療・健康に関する確かなアドバイスを受けることや、カナダの医療体制に関する情報入手などが切実な問題となつていま

す。この講座を通して、BC州の医療、健康サービスに関する情報を取得され、それらで、少しでも快適な生活を過ごされたいという心からお祈りします」と述べ、同時に当講座開催にあたっての日加ヘルスケア協会の尽力とこれまでの活動に敬意を表した。

このあとプログラムは、BC州薬剤師佐藤厚氏による「BC州の健康保険制度

(MSP) と医薬品負担制度 (Pharmicare) の理解、カナダ公認健康保険士 (RHU) ならびに公認ファイナンシャルプランナー (CFP) 諸橋富雄氏による「MSP適用外の健康医療部分にどう対処するか」が、会場正面のスクリーンを使いながら進められた。

2. MSP

BC州のMSPには主に次のような特徴がある。

加入は州民の義務：加入資格は、BC州に居住する者または住宅がある者、カナダの市民権または法的に移民した者、MSP保持者の扶養家族であること。職場・組合などの団体加入もある。

ケアカード (Care Card)：MSPに登録するとケアカードが送付されてくる。ケアカードには生涯有効なパーソナル・ヘルス・ナンバー (Personal Health Number: PHN) が刻印されている。

保険料：毎月、独身57ドル、二人家族102ドル、三人以上の家族144ドルを支払わなければならない。ただし所得に応じて額は変わる。保険料の取り扱いはBCレベニューサービス (Revenue Services) が行っている。

3. ファーマケア

ファーマケアは、BC州で2003年より施行が始まった医薬品費ならびに医療用具

までの金額が負担される。

スペシャルオーションリティー (Special Authority)：条件付きで、「ペネフィット」ではない薬でも「ペネフィット」の薬としてみなし、免責金額以降が負担される。

プランB、C、D、F、G、P：以下の六つのプランで

「MSP適用外の健康医療部分にどう対処するか」では、諸橋講師が、MSPやファーマケアで負担されない医療費への対処についての講演を行った。

MSPが適用にならない例としては、歯科医療費、薬代をはじめ、BC州以外の州での滞在が3カ月を超す場合やケベック州で発生した医療費、救急車の使用も当てはまる。これらの支払いに備えては

2. 個人健康保険

個人病室料、処方箋薬料、カイロプラクター、マッサージセラピストなどの専門医療士、歯科治療費などを負担する。既往症は保障の対象外となるので、健康なときに加入しておくのがよい。ガンや糖尿病の治療薬など大きな医療費支払いが発生するときは助けとなる。

3. 事業主のための個人健康保険

確定申告時、MSP保険料は経費控除できないが、個人保険料は経費控除が可能である。

事業主には、プライベート医療費実費還付制度があり、実質かかった医療費を会社経費として控除することができる。年間の限度額がないので有利である。

●BC州MSPについての問い合わせ  
月曜～金曜、午前8時～午後4時半  
Toll-free: 1-800-663-7100  
ウェブサイト: <http://www.health.gov.bc.ca/msp/infoben/contacts.html>

●日加ヘルスケア協会への問い合わせ  
(佐藤氏、諸橋氏への問い合わせには宛先を明記のこと)  
Email: [office@nikkahealthcare.org](mailto:office@nikkahealthcare.org)  
ウェブサイト: <http://www.nikkahealth.org/contact.html>